

## ②戦後処理問題に関する経緯

年月日	恩給欠格者問題	戦後強制抑留者問題	在外財産問題
昭和42.6.27			○ 党・政府の了解事項 ・本施策により在外財産問題あるいは引揚者に関する措置は一切終了したものとする。 ・本件措置をもってあらゆる戦後処理に関する諸措置は一切終了したものとする。
59.12.21	○ 戦後処理問題懇談会（昭和57年6月設置、座長 水上 達三）報告 ・「いわゆる戦後処理問題については、これ以上国において措置すべきものはないが、関係者の心情には深く心を致し、今次大戦における国民の尊い戦争犠牲性を銘記し、かつ永遠の平和を祈念する意味において、政府において相当額を出捐し、事業を行うための特別の基金を創設することを提唱する。」		
60.4.10	○ 特別基金検討調査室の設置		
61.5.15		○ 戦後強制抑留者に関する議員立法について、党三役が、関係法案を次期国会へ提出し成立を期す旨の了解事項にサインした。（政府側が了承せず、国会提出に至らなかった。）	
61.12.29	○ 戦後処理問題に関する政府・党合意 ①「いわゆる戦後処理問題については、先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿って、特別基金を創設し、関係者の労苦を慰藉する等の事業を行うことで全て終結させるものとする。」		
62.12.27	○ 昭和63年度予算編成時における了解事項 ①「昭和63年度に認可法人平和祈念事業特別基金を設置し、先の戦後処理問題懇談会報告の趣旨に沿って関係者の労苦を慰藉する等の事業を行う。」（出資枠 200億円）	② 基金の特別事業 ・書状及び慰労の品 —— 生存者 ・慰労金（10万円）—— 恩給受給者を除く生存者	
63.7.1	○ 平和祈念事業特別基金の設立 ・「平和祈念事業特別基金等に関する法律」が第112回国会で成立し、同法に基づいて、平和祈念事業特別基金が設立された。	② 特別事業の対象範囲の拡大 ・書状及び慰労の品 —— 帰還者全員 ・慰労金（10万円）—— 恩給受給者を除く帰還者	
平成元.1.23	○ 平成元年度予算における措置 ・基金の運営委員会の報告に基づいて、外地等の勤務経験があり加算を含めて3年以上の者に書状を、更にそのうち70歳以上の者に高齢者から順に銀杯を併せて贈呈することとなった。	○ 平成元年度予算編成時における了解事項 ・抑留中死亡者に書状及び銀杯を贈呈する。 ・帰還者のうち恩給受給者に対する慰労品は銀杯一組（三つ重ね）とする。 ・戦後強制抑留者に対する慰藉事業費として平成元年度に限り基金に5億円の補助を行う。 以上をもって、戦後強制抑留者に対する措置は、全て確定・終了したものとする。	
元.12.22	○ 平成2年度予算編成時における了解事項 ①基金に対する出資枠を現行の200億円から400億円に拡大（但し、追加分の200億円は現行枠の出資完了後造成） ②書状・銀杯贈呈事業に加え、基金果実による新規の慰藉事業を開始する。 ○ 党・政府確認 ・「平成元年12月22日付の了解により、いわゆる戦後処理問題に関する措置は、全て確定・終了した。」		〔 将来の事業の在り方については、書状交付の可能性を含め、運営委員会の検討課題とされた。 〕
2.12.27	・銀杯贈呈要件の70歳年齢制限を撤廃（平成6年） ・外地等の勤務経験があり、加算年を含む在職年3年未満の者のうち、実在職年1年以上の者に、書状・銀杯を贈呈（平成7年） ・内地勤務経験のみで、加算年を含む在職年3年以上の者に、書状を贈呈（平成8年）		○ 平成3年度予算編成時における了解事項 ①基金の運営委員会の結論を尊重し、基金果実による書状贈呈事業を開始する。 ②以上をもって、平成元年12月22日付けの党・政府確認の積残は一切ないことを確認する。
12.11.30	○ 平和祈念展示資料館の開館（新宿住友ビル31階）		
15.10.1	○ 独立行政法人平和祈念事業特別基金の設立 ・「平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律」が第155回国会で成立し、同法に基づいて、独立行政法人平和祈念事業特別基金が設立された。		
18.12.22	○ 「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律」が第165回国会で成立。 資本金の一部を取り崩して平成19年4月より特別記念事業を開始し、平成22年9月までの間において基金を廃止する旨。		